

新型コロナウイルス感染症対応

相模原市サッカー協会活動ガイドライン



2021.04.22
2022.01.25

相模原市サッカー協会サッカー活動の再開に向けたガイドラインについて

平素より、相模原市サッカー協会事業に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症防止対応」として、2021 年 4 月に発出された「緊急事態宣言」及び「まん延防止宣言」等の重点措置は、同年9月30日をもって全都道府県で解除されました。原則として事業の延期・中止をお願いしてまいりましたが、政府の「解除宣言」を受け、主催事業を 2021 年 10 月以降、活動を再開しています。活動を継続するにあたり、現在の感染状況をふまえ「新型コロナウイルス感染症（COVID－19）」の感染拡大のリスクを継続して最小限にするとともに、全ての サッカーファミリーが「安心」・「安全」に活動できる環境を提供する目安として、2021 年 1 月 19 日付け JFA 策定の「JFA サッカー活動再開に向けたガイドライン第 9 版」と現在(2021 年 10 月 15 日)の神奈川県基準の変更と照らし合わせて、「新型コロナウイルス対応 相模原市サッカー協会活動に向けたガイドライン第 2 版」を策定しました。事業や活動を実施する際には、今後も県、各自治体、教育委員会等から発信される情報にも十分注意をしながら、状況にあわせて最善のご判断での活動をお願いします。

目 次

1 活動における共通理解事項

2ー1. 「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で提言された指標及び目安について

2ー2. 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のステージの確認

3ー1. コロナ禍におけるサッカー活動実施にあたって

3ー2. 競技会・試合運営の留意点

3ー3. まん延防止等重点措置に伴う本協会の対応

3ー4. 事業活動の実施時の感染防止対策

4 各種チェックリストについて

5ー1. 事業の実施における考え方

5ー2. 事業における規模と感染防止策(政府の指針)

6 新型コロナウイルス感染症相談窓口について

※参考 政府の示す3区分

※参考 モニタリング指標

1.活動における共通理解事項

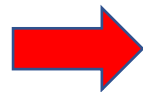
・コロナ禍においてサッカー・スポーツ活動が再開された中、今後の With/After のおける活動にむけてガイドラインを策定したので、事業実施については下記の基本方針を理解し対応を行ってください。

安全最優先



生命・健康の安全が最優先です。感染拡大のリスクを最小限とし、サッカーファミリーが安全に活動できる環境になるよう対応をお願いいたします。

不当な扱い差別等の禁止



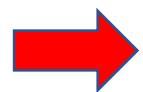
県内・市内の感染状況で生じた活動差をもって、選手やチームを不当に扱うことは絶対にしないでください。
また、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容させない強い姿勢を示してください。

リスペクト



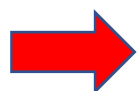
関わるすべての方を大切に思い、困難な状況あるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

「新しい生活・新しい生活様式」への適応



Before コロナの「日常」が即座に戻ることはない無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する。

サッカー界の抜本の見直し



今回のコロナ禍を契機として、組織の在り方や、個別事業の設計について抜本的な見直しを図る。(リスクやチャンス)

2-1.「新型コロナウイルス感染症対策分科会」で提言された指標及び目安について

参照:厚生労働省 HP

本提言では、「十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重傷者数を最小化する。感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる」という目標のした、今後の想定される感染状況を 4 つの段階(ステージⅠ～Ⅳ)に区分しています。

ステージⅠ～Ⅳの概要

ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

指標及び目安

以下の指標は目安であり、1つひとつの指標をもって機械的に判断するのではなく、総合的に判断して、感染の状況に応じ積極的かつ機動的に対策を講じることとされています。
なお、ステージⅠ～Ⅱの目安は示されていません。

	医療提供体制の負荷				感染の状況		
	医療のひっ迫具合			10万人 当たりの 療養者数	陽性率	1週間10万人 当たりの 新規陽性者数	感染経路 不明割合
	入院医療		重症者				
	確保病床 の使用率	入院率	確保病床 の使用率				
ステージⅠ	(具体的な数値基準は示されていません)						
ステージⅡ							
ステージⅢ	20%以上 (120床以上)	40%以下	20%以上 (14床以上)	20人以上 (570人以上)	5 %以上	15人以上 (428人以上)	50%以上
ステージⅣ	50%以上 (300床以上)	25%以下	50%以上 (35床以上)	30人以上 (855人以上)	10%以上	25人以上 (713人以上)	

※カッコ内は、国の指標を本県の人口に当てはめた値です。

2-2 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のステージの確認

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルスの感染状況に応じて4つのステージを設定しています。特に、爆発的な感染拡大状況を指す「ステージⅣ」では、サッカー活動の実施に大きな影響を及ぼし得る「緊急事態宣言」の発出の可能性があることから、神奈川県・相模原市が現在いずれのステージにあるのか、適宜自治体のホームページなどから確認してください。

ステージ	状態	概要	スポーツ活動に関連する主な要請事項
ステージⅠ (感染ゼロ散発段階)	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	—	—
ステージⅡ (感染漸増段階)	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	—
ステージⅢ (感染急増段階)	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	● 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ● クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛
ステージⅣ (感染爆発段階)	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。	● 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。 ● 県境を超えた移動の自粛要請。 ● 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。 ● イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。

3-1 コロナ禍におけるサッカー活動実施にあたって

I 活動の前提となるコロナウイルス感染状況のステージの確認

1. 再開基準をふまえて、感染状況にともなう活動レベルや自治体・教育委員会などの要請を考慮して開催できるかどうか判断してください。活動レベル3以下であれば、市大会が開催できる状況であると考えます。
2. 開催する判断を行った後でも、感染状況の変化により中断・中止・延期などの判断せざるを得ない場合があるので、対応について事前に検討しておいてください。

※政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、新型コロナウイルス感染状況に応じて、右の4つのステージに設定しています。

活動 レベル	地域	状態
活動 レベル1	緊急事態宣言対象地域	特定警戒
活動 レベル2	緊急事態宣言解除地域	感染拡大注意
活動 レベル3	緊急事態宣言解除地域	感染観察
活動 レベル4	緊急事態宣言完全解除	感染観察

II 競技会開催時の感染予防対策

1. 競技会の主管者は事前、競技会中、事後の感染予防対策を策定し、運営マニュアルとして関係者に周知してください。
2. 感染予防対策を含む運営マニュアル作成には、JFA、相模原スポーツ協会ガイドライン、「新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き」を参考にし、参加者の種別や地区の実情に応じた対応が盛り込まれるようにしてください。

3-2. 競技会・試合運営の留意点

新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き

主管者・運営サイド（感染対策責任者）	
事前	感染対策責任者の設置 1. 参加者・来場者への事前連絡事項（チームの感染対策責任者の配置とその報告および体調が悪い時の参加見合わせのお願い） 2. 健康チェックリストの作成と当日提出の依頼 3. 監督会議や代表者会議の方法の工夫
会場	感染防止策を以下の点で実施できるよう運営（物品、掲示物、アナウンス、役員による巡回や呼びかけ等） (1) 諸室の管理（消毒、換気、3つの密を回避する具体的な内容） (2) 手洗い場、トイレの使用における感染リスクを減らすための具体的な使用者へのお願い (3) ロッカールーム、審判控室などの使用上の留意事項の徹底や感染予防策の実施 (4) ベンチの設置方法 (5) 試合前後のセレモニーにおける「新しい生活様式」をふまえた方法の確認 (6) メディア・観客等来場者への対応 (7) 当日の会場における緊急時の連絡体制・対応体制の確認 (8) ゴミなどの片付け方法
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認 健康チェックリスト（チーム参加者 選手名簿 スタッフ名簿）/ 役員のチェックリストの保管→ 感染対策責任者

3-3.

まん延防止等重点措置に伴う本協会の対応

- ① 本協会主催・主管 事業(試合・会議等)開催時は、相模原市サッカー協会ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。

<http://www.sagamihara-fa.com>

- ② 期間中の本協会主催・主管・各種事業(試合・会議等)は原則無観客・見学なしとする。

- ③ 本協会は、各施設の利用状況をふまえると共に、種別委員会の状況を優先し「新型コロナウイルス感染拡大防止」等を防ぐため、必ずマスクの着用や三密防止、手洗いの実施等適切な対応を行ったうえで事業の実施を行うこと。

- ④ 各種大会については、各種別委員会にお問い合わせください。

- ⑤ 今後の状況変化により通知内容の変更等が発生する場合があるので、関係各位のご理解とご協力をお願いします。

- ⑥ まん延防止等重点措置解除後については、新型コロナウイルス感染症状況や各機関の対応等を勘案して改めて連絡します。

- ⑦ 相模原市民選手権大会参加者の皆様へのお願い(公財)相模原市スポーツ協会 HP に記載してありますので、ご確認ください。

<https://sagamihara-sport.or.jp/>

3-4 事業活動の実施時の感染防止策

運営サイド・感染対策責任者

主管者・運営サイド(感染対策責任者)

事前

健康対策責任者の設置

健康チェックリストの作成と提出依頼(当日どのような形で提出してもらうかも検討しておく)

事前案内(ホームページ、チームへの伝達事項として感染対策責任者と健康チェックリスト提出依頼、役員への伝達事項)

◎運営マニュアルの作成(感染予防対策を含めた内容で作成)

◎チーム打合せ事項としての内容を事前に各チームへ周知

◎運営に関わる役員、会場スタッフ、その他関係者全員に対して事前に周知

参加者への連絡事項(事前連絡)

◆以下の事項に該当する場合の自主的参加の見合わせ(大会、イベント等当日書面にて確認)

・体調がよくない場合(発熱・咳・咽頭痛などの症状がある)

・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる

・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

◆参加者全員のマスク着用

◆相模原市サッカー協会が示す注意事項の遵守

◆スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告

◆イベント、大会中の他人との接触状況の把握(どのくらいの距離で何分くらい話したか、その時マスクの着用をしていたかなど)

3-4 事業活動の実施時の感染防止対策 運営サイド・感染責任者

会場

感染予防対策の実施会場となる施設の感染予防対策をふまえた競技会・事業ごとの感染対策の実施

- ・参加選手、スタッフ、大会役員等の把握(健康チェックリストの提出・保管)
- ・3つの密をつくらない諸室の設定と換気できる状況をつくる
更衣室・ロッカールーム等、座席を設置する場合は、前後左右 1.5 から 2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する
- ・手指消毒/手洗いができる物品、環境の整備(手洗い場所、トイレの整備)
- ・ふき取り消毒ができる用品の用意
- ・喫煙場を設けない
- ・感染対策の呼びかけ、意識喚起の工夫(提示物、張り紙、アナウンス、役員による呼びかけ)
- ・観戦者がいる場合は観戦者を適切な行動に導く
- ・ゴミの廃棄(ビニール袋に入れて縛り、持ち帰り廃棄)
- ・ドリンクなど冷やすためのアイスボックス、イベントクーラーは使用しない

◆参加者がスポーツ、運動を行う場合

- ①十分な距離の確保
- ②位置取り(前後-直線ではなく並行する)
- ③つばや痰を吐くことは、極力控える
- ④タオルの共有はしない
- ⑤ドリンクの回し飲みはしない(グラウンドなどに捨てない)

事後

万が一感染者がもしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認

- ・**特定非営利活動法人相模原市サッカー協会 感染責任者へ連絡**
- ・健康チェックリスト(チーム参加者、選手簿、スタッフ名簿)の保管
- ・役員のチェックリストの保管 ※個人情報の取扱いに十分注意)

3-4.事業・活動の実施時の感染防止対策 チーム・選手・スタッフ

チーム感染対策責任者	
事前	感染対策責任者の設置と大会事務局への報告 健康チェックリストの作成と提出準備 ◎大会打ち合わせ事項の確認と、スタッフ・選手・保護者への周知 ◆移動をとまなう場合 ・ マスクの着用。ソーシャルディスタンスの確保 ・ 移動時の食事は、短時間で済ませることを事前に周知徹底する ・ バス移動は、バスの定員の50%まで（目安）をバス会社と相談する ◆宿泊をとまなう場合 → 事業主体FAと相談して対策を実施する
会場	感染予防対策の実施 ・ 参加選手・スタッフ名簿の提出（過去1週間の発熱の有無・今日の体温・健康状態の一覧） ・ 緊急時の連絡体制の確認 ・ 競技場内における、感染予防行動のチーム関係者（選手・スタッフ・保護者）への確認
事後	万が一感染者もしくは濃厚接触者が終了3日以内に確認された場合の対応の確認→ 大会感染対策責任者へ連絡

3-4.事業・活動の実施時の感染防止対策 チーム・選手・スタッフ

	選手・チームスタッフ
事前	日々の検温と日々の体調の記録（毎朝検温・体調の記録をすることを習慣にしてください。） 緊急連絡先の確認 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は、すぐに感染対策責任者に連絡し参加を控える。
会場	○健康チェックリストの提出（チーム感染対策責任者） ○3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗い/マスク着用を確実に行う ○大会の留意事項を確実に行う ◆運動を行う場合 ①十分な距離の確保 ②位置取り（前後一直線ではなく並走する） ③唾や痰をはかない ④タオルの共有をしない ⑤ドリンクの回し飲みの禁止
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐにチーム感染対策責任者に連絡する。

3-4.事業・活動の実施時の感染防止対策 審判員

	審判員※委員会派遣審判員除く・技術委員・視察等
事前	日々の検温と日々の体調の記録 体調不良や同居の家族、身近な人に、感染を疑われる人が出た場合は参加しない。
会場	○健康チェックリストの記入（感染対策責任者の指示に従う） ○3つの密を避ける行動○咳エチケットの実行○手指消毒/手洗いを確実に行う ○大会の留意事項を確実に行う
事後	3日以内に具合が悪くなったら（発熱・倦怠感・味覚/臭覚異常など）すぐに感染対策責任者に連絡する。

※委員会派遣審判員、審判インストラクターは、審判委員会ガイドラインを参照

4.各種チェックリストについて

競技会・事業開催時に参加者に対し、健康状態の確認をお願いします。

その方法としてチェックリストを活用してください。

競技運営担当者は感染対策責任者とともに、相模原サッカー協会(SFA)が提示する運営におけるチェックリストを参考に、開催までの事前連絡、会場での感染防止対策グッズの準備、関係者への周知事項などを確認できるチェックリストを作成するなどし、感染防止対策に活用してください。

☆チェックリスト	作成担当
(1)チーム・指導者向け	大会主管者、競技運営委員
(2)運営担当者向け	大会主管者、競技運営委員
(3)参加選手・スタッフ・役員（健康チェックシート）	大会主管者、競技運営委員
(4)講習会向け	技術委員会、種別委員会
(5)審判・審判研修向け	審判委員会

5-1.事業実施のおける考え方

- 政府が発信する方針や通知、及びそれらを踏まえた各自治体、教育委員会、上位団体等からの要請に応じて、各事業主体FAが事業の実施有無や参加対象者の範囲を判断する
- 事業が2つ以上の自治体間をまたぐ場合には、各自治体の感染状況及びそれぞれの自治体、教育委員会等が発信する要請等を踏まえ、関係者間で協議の上、事業の実施可否等を判断する
- 事業を実施する場合は、当該都道府県、市区町村がいずれのステージにある場合でも、本ガイドラインや各種手引き、各機関が提示する指針等に基づき、感染予防対策を徹底する
- 緊急事態宣言が発出された場合において、特に学校の休校やイベントの開催自粛など、サッカー関連事業に大きな影響を及ぼす強い要請がある場合には、積極的に事業の中止や延期を判断する

※これまで以上に、政府及び各自治体等が示す指針等の把握に努め、内容を十分に理解した上で、それぞれの活動の実施について適切な対応をいただくようお願いします。

5-2.事業実施における規模と感染防止対策(政府の指針)

事業実施における規模については、政府が示す指針に基づいて適切に参加者数等の調整を行ってください。また、規模に応じた感染症対策として、政府の指針にて示されるほか、本ガイドラインの各種手引きに記載するものを合わせて事項するよう努めてください。

イベント開催時に必要な感染防止対策①

(1)徹底した感染防止策等(収容率 50%を超える催物を開催するための前提)

① マスクの常時着用の担保	・マスクの着用状況を確認し、個別に注意を行いマスクの常時着用を求める。 ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行、マスク 100%を担保。
②大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話定地は可。(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離の確保(最低 2m)

(2)基本的な感染防止等

③ ①~②の奨励	① ~②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) ・マスクの着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行うこと(スポーツイベント等でラッパ等鳴り物を禁止すること等)
④手洗い	・こまめに手洗いの奨励
⑤消毒	主催者側による施設内(出入り口、トイレ、ウイルスが付着した可能性がある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥換気	法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦密集の回避	・入退場時の密集の回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集の回避 ＊必要に応じて人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・販売等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧身体的距離の確保	・大声を伴う可能性があるイベントでは隣席との身体的距離の確保、具体的には、同一の観客グループ間(5 名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は 1 席(立ち席の場合 1m)空ける ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れあわない程度の間隔)
⑨飲食の制限	・飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度の飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が 50%を超える場合、飲食可能なエリア以外(観客席等)は原則自粛 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスクの着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可)
⑩参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 ＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催時に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスの奨励 ＊アプリの QR コードを入り口に掲示する等による具体的な促進措置の導入
⑫催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ＊可能な限り予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑬ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP 等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催者前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的感染防止等が徹底されていない場合は、従来の目安(人数上限 5,000 人又は収容率要件 50%のいずれか小さい方)を原則として各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

新型コロナウイルス感染防止のため、以下の行為は禁止となります



応援を扇動する



歌を歌うなど声を出しての応援、指笛



トラメガを含む
メガホンの使用



ハイタッチ、肩組み、
握手、抱擁



タオルマフラー、大旗含む
フラッグなどを「振る・回す」



ビッグフラッグ
※ただし、お客様がいない席に
掲出する場合を除く

6.新型コロナウイルス感染症相談窓口について

●神奈川県 新型コロナウイルス感染症相談窓口

受付時間	24 時間 毎日
受付電話番号	0570-056774

●相模原市 新型コロナウイルス感染症相談窓口

受付時間	24 時間 毎日
受付電話番号	042-769-9237

※参考 政府の示す3区分

感染状況に基づく都道府県の3区分

	緊急事態宣言の対象地域	解除地域	
名称	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明の割合、増加の勢いなどに加え、直近1週間の感染者数も	新規感染者数などが「特定警戒」の半分程度	感染者数が「拡大注意」の水準に達しない
対応の基本	接触の8割減	新しい生活様式を徹底、必要に応じ自粛を要請	新しい生活様式を徹底
外出	法に基づき外出自粛を要請	不要不急の他県への移動は避ける	他区分の県への不要不急の移動は避ける
仕事	出勤者数を7割減	在宅勤務、時差出勤などを推進	必要に応じ、在宅勤務や時差出勤を進める
イベント	クラスター発生の恐れがあるものや、3密の集まりは法に基づき自粛を要請	クラスター、3密となるものは自粛要請、そのほかは予防指針を踏まえた対応	参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安

※参考 モニタリング指標

以下モニタリング指標を注視し、感染リスクの高い箇所への注意喚起を適宜実施

モニタリング指標		神奈川警戒アラートの発動基準
感染の状況	神奈川県 の 週当たりの感染者数（医療・福祉施設クラスターを除く）：K値	4日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合
	新規陽性患者数（医療・福祉施設クラスターを除く1週平均）	10人
	感染経路不明（医療・福祉施設クラスターを除く1週平均）	新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上
医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
監視体制	神奈川県と東京都の週当たりの感染者数増加率：K値、検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

※神奈川警戒アラート指標

クラスターによる新規陽性患者数を含めて 33 人(人口 10 万人あたり感染者数 2.5 人(週)に相当する 230 人の 1 週平均数)以上となった場合、翌日までに「神奈川警戒アラート」を発動する。